

岩手県告示第 561 号

次の救急診療所は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急診療所である。

平成 20 年 7 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

診療所の名称	所在地	救急診療所として効力を有する期限
足澤整形形成外科	紫波郡紫波町日詰字中新田 252 番地 2	平成 23 年 7 月 28 日